

その他にもいろんな問題が…

問題は北大和グラウンドの売却だけではありません。そのほかにも、以下のような場当たり的な行財政運営が目立ちました。山下前市長の「遺物」とはいえ、こんな無計画な市政運営を継承されては先が思いやられます。塩見は、平成27年度一般会計決算の認定に反対しましたが、議会は賛成多数で、これを認定しました。

●高山スーパースクール整備事業

新しく生駒北小・中の校舎を建設するため、それぞれ平成8年度、平成20年度に行われた生駒北中の増築工事と生駒北小、生駒北中の耐震工事の借金を繰上返済。

そのため、2,200万円の補償金を支払わなければならなくなりました。



●学研高山地区第2工区の用地取得事業

土地利用の計画も収支見込みもなく学研高山地区第2工区のUR保有土地を取得。今後の整備計画に備え、病院事業会計への貸付原資を「北部地域整備促進基金」から急遽「減債基金」に変更し、こちらに基金を積立てざるをえなくなりました。



●北部スポーツタウン事業

予定していた上中学校運動場投光器設置工事は、イモ山グラウンドの利用状況から判断して取りやめ、予算は未執行。「北部スポーツタウン構想」のハード整備はこれで完了のことです。上中の工事取りやめは、財政運営上、賢明な判断だったとは思いますが、それで市のスポーツ推進に支障がないのだとしたら、結局「構想」は旧サンヨースポーツセンターを購入するための理由づけに過ぎず、実現してもしなくてもどっちでもよかったのか?と思わざるを得ません。



●家庭系ごみの有料化

前号のニュースでお伝えしたように、家庭系ごみ指定袋の製作委託業務の入札事がいい加減で、仕様書と異なった小さいサイズの指定ごみ袋が市場に出回っていました。

●生駒山麓公園指定管理業務

前号ニュースでお伝えしたように、指定管理者「モンベル・あおはに共同体」が自主事業において、都市公園法に抵触する食品出荷、販売を行っていました。また、次ページのような新たな問題も発覚しました。



熱中症事故調査委員会を設置

市長は「救急・医療体制の調査は必要なし。」

今夏、市立中学校の男子生徒が、クラブ活動中に熱中症で倒れ、生駒市立病院に救急搬送されたものの、転院先の病院で亡くなるという事故が起こりました。亡くなった命は二度と戻りませんが、中学生の死を無駄にすることなく、事故発生から死亡に至る過程における学校や消防、病院などすべての機関の対応や処置を市が検証し、安全な学校生活環境、安心できる救急・医療体制を構築することが、せめてもの供養ですし、再発防止につながります。

市は、「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月文科省初等中等教育局長通知)に基づき、「事故調査委員会」の設置条例案を9月定例会に提出しましたが、ここに規定する調査範囲は学校での対応に限定されています。

* 調査委員会設置前から学校の過失を市教委が公表

事故後の記者会見(市教育委員会によると「囲み取材」とのこと)は、市教委からは同席せず、学校現場だけで対応されました。また「指針」では、基礎調査においては、関係者からの聞き取りとその整理だけを行い、事故の分析は事故調査委員会で行うことになっているにも関わらず、市教委は、学校側の過失を早々に公表しています。指導の不適切はあるとしても、ほかの死因の可能性を何ら探らないまま、学校の安全の責任だけを認めることで、部活動指導にあたる教職員に大きな不安を与えています。

* 部活動課題も安心して指導ができる体制を!

市教委や学校現場でどのような事故防止の対策が講じられようとも、部活動を行う限り、熱中症に限らず事故は起こります。安心してかかる医療体制が確立されないと、尊い命は救えません。また、本来の業務でもないクラブ指導にあたる顧問は、その責任だけ負わされ、不安を抱えたまま指導にあたることになります。

子どもたちの生命を保障する環境をつくるためにも、「指針」にとらわれることなく、救急、医療など幅広い観点から調査を行うべきであるとの意見を述べましたが、小紫市長は「必要はない」「実施しない」との答弁を繰り返しました。学校だけに責任を負わせておしまいの結論ありきの調査委員会にならないかと懸念します。

■生駒市教育委員会の事故後の対応 (下線部は事故があった学校の対応)

- 8/16 事故発生
8/17 臨時校長会
教育委員会臨時会(概要報告)
保護者説明会 マスコミ会見
学校から事故報告の受理
8/22 教育委員会定例会(当面の市教委の対応決定)
学校から基本調査報告書受理
8/26 校長、顧問へのヒアリング
9/1 ご遺族への説明(調査委員会設置の説明)
保護者アンケート調査
9/2 教育委員会臨時会(基本調査結果の報告)
9/5 不適切な指導があったと発表
9/6 第2回保護者会(市教委同席)
9/8 校長会(経過報告、今後の取組)
部活動再開(当該部は17日~)

都市公園区域外への出荷は都市公園法に抵触

奈良県知事が生駒市に対して改善要請

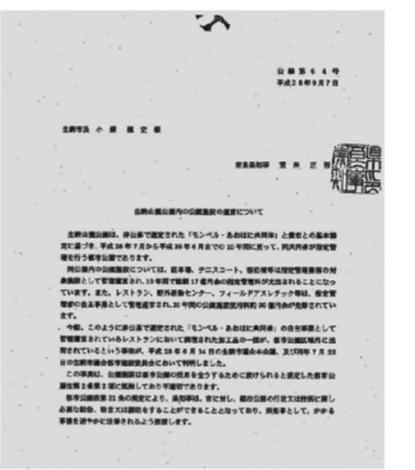
生駒山麓公園のふれあいセンター厨房の一部が食品加工場になり、ピザやガッパオなど特定品目が、公園外に大量に出荷、販売されていた件で、9月7日、奈良県知事が生駒市に対して「公園施設は都市公園の効用を全うするために設けられると規定した都市公園法第2条第2項に抵触しており不適切」と、改善要請がなされました。(下写真)

小紫市長は、これを受けて9月13日に指定管理者「モンベル・あおはに共同体」に対して、レストランを適切に運営するよう文書指導を行う一方で、9月16日の塩見の一般質問に対しては、「公園外に出ていたことは不適切だが、全体の中では一部なので直ちに違法とは言えない」との答弁を繰り返しています。

* 違法じゃないといふところは…

市長が頑なに「違法ではない」と繰り返す拠りどころとしているのは、朝日放送が国土交通省に対して「公園内で作っているものを公園外で売っているようだがこのような事案について、国から指導することはないと」尋ねたその回答に「公園施設の運営の話であって、公園管理者の責任において判断し、行うべき事項であり、国からの行政指導などという話ではないと考える」とあったからです。

市長は、これをもって市の裁量で行為の適否を判断できると勘違いしているようですが、知事も9月21日の定例記者会見で「公園使用的許可権限者は市」「だからといって、市の裁量で何でも



できると思ったらそうじゃない。」「国や県が法の判断者としてあり」「(違法性のある事案を)知っていて勧告助言しないのは怠慢である(から勧告した)」と述べています。

* 意図的、計画的に製造、出荷するための「厨房」

指定管理者からの提案書では、レストランでは(社福)青葉仁会の別事業所で作られたパンやカレーを公園内で販売することになりました(これは何の問題もない)、市に提出された年次事業計画書にも出荷販売をすることの記載はありませんでした。(記載があったらあったで、市は見過ごしていたことになり問題です。)

しかし、実際にはふれあいセンター改修工事において食品加工場が設置され、工事終了直後に(社福)青葉仁会は、公園利用者に食事を提供するだけなら不要な「そぞざい製造業」の営業許可を「飲食店営業」とは別にとっています。また、障がい者就労支援プログラムとしてピザやガッパオづくりが含まれている以上、意図的、計画的に製造、出荷していたことは明らかです。

182人の生活・就労支援の場は本当に実現できるのか?

前号のニュースレターで、当初計画とは程遠い就労支援の実態をご報告しました。6月24日の「市長日記」において市長は「182人というのは10年間で達成すべき数字」と述べていますが、10年経っても当初計画を達成できるのか極めて疑わしい計画であることが明らかになりました。

右表は当初、指定管理者から提案のあった障がい者就労支援計画ですが、モンベルストアも入るビジターセンターは、平成27年2月に林野庁の補助金を申請し、申請額の満額回答の内示まで受けながら計画変更(工期の問題や汚水処理の費用の問題)がありましたとして同年7月に申請を取り下げています。

カフェレストランは公園の集客が見込めず建設は困難な状況。グループホームは「考えてはいる」とのことですが、場所も実現性も含めて具体的ではありません。そして、9月の決算審査で新たに発覚したのが宿泊研修棟の生活介護の支援実態です。

(社福)青葉仁会が奈良市に届け出していた事業所指定変更届には、生活介護の作業場として一般客も利用するふれあいセンター2階の多目的室が指定されていました。実際には奈良市内の主たる事業所(生駒山麓公園は従たる事業所として指定)から「通い」で来て公園内の落葉拾いや草抜きをし、昼食を食べて帰るとのことで、多目的室は使われていなかったようですが、生駒市も実態に即した届出を行なうよう今年7月に是正指導しました。

今は従たる事業所なので設置の必要はありませんが、やがて規模が大きくなり主たる事業所になれば生活介護や生活訓練には専用のトイレや風呂等の設備が必要になります。それはとても公園の効用を全うする便益施設とはいえず、都市公園内に置くことは不可能です。都市公園法の厳しい縛りのなかでは当初計画は「絵に描いた餅」であったことをさっさと認めて、公園外での支援も含めて計画を書き直したほうが賢明です。もちろん重度心身障害者等福祉年金を返上しての当事業、当計画ですから規模の縮小などあっては困りますが・・・。

■指定管理者提案による支援計画 (数字は定員数)				
	就労移行支援	就労継続支援	就労継続支援B型	自立訓練(生活訓練)
就労移行支援	20	10		
就労継続支援A型	10	10		
就労継続支援B型	10	20	10	
自立訓練(生活訓練)				20
生活介護				30
グループホーム				42
合計	40	40	60	42
	182			

グレー地の部分は実現が危ぶまれる計画です。下線のついた計画は現在行われている支援で、現在の定員はB型10名、生活介護10名です。